

○久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則

平成20年3月31日  
久留米市規則第74号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、[久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例\(平成19年久留米市条例第62号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 [この規則](#)で使用する用語は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(中間処理業者が埋立処分を委託する場合の記録事項等)

第3条 [条例第8条第2項](#)の規則で定める事項は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないよう講じた措置の内容とする。

2 [条例第8条第2項](#)の規則で定める期間は、当該記録をした日から起算して5年間とする。

(平23規則83・旧第4条繰上)

(産業廃棄物の性状等に関する情報の提供の要請等)

第4条 [条例第9条第1項後段](#)の規定による情報の提供の要請は、[第1号様式](#)により行わなければならない。

2 [条例第9条第3項](#)の規定による報告は、[第2号様式](#)により行わなければならない。

(平23規則83・旧第5条繰上)

(事故時の報告)

第5条 [条例第10条第1項](#)の規定による報告は、[第3号様式](#)により行わなければならない。

(平23規則83・旧第7条繰上・一部改正)

(技術管理者の設置等の届出)

第6条 [条例第11条第2項](#)の規定による届出は、[第4号様式](#)により行わなければならない。

(平23規則83・旧第8条繰上・一部改正)

(経理的基礎に係る資料の提出)

第7条 [条例第13条](#)の規則で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げるものとする。

2 [条例第13条](#)の規定による資料の提出は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める期限までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第11条第6項第7号及び第8号に規定する書類を提出することにより行わなければならない。

(1) [前項](#)に定める施設を設置している処理業者([次号](#)に定める者及び当該年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の2の規定による変更の許可を受けた者を除く。) 法第14条の規定による許可を受けた日から起算して2年6月を経過する日

(2) 自ら産業廃棄物を処理するために[前項](#)に定める施設を設置している者 [条例](#)の目的を達成するために必要な限度において、市長が指定する日

(平23規則83・旧第9条繰上・一部改正)

(土地所有者等の再発防止措置等の報告)

第8条 [条例第15条第2項](#)の規則で定める事項は、当該土地を譲渡する場合の譲渡先及び当該土地に関する権利の変動とする。

2 [条例第15条第2項](#)の規定による報告は、[第5号様式](#)により行わなければならない。

(平23規則83・旧第10条繰上・一部改正)

(書類等の提出部数)

第9条 [条例](#)及び[この規則](#)の規定により市長に提出する書類及び図面は、正本1部副本1部とする。

(平23規則83・旧第11条繰上)

附 則

[この規則](#)は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第4条関係\)](#)

(平23規則83・一部改正)

第1号様式(第4条関係)

産業廃棄物の性状等に関する情報の提供要求書

年 月 日

あて

要請者 住 所  
氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第9条第1項後段の規定により、次の産業廃棄物について、その性状等に関する情報の提供を求めます。

情報提供を 求める 産業廃棄物に 関する事項	搬入年月日	年 月 日
	種 類	
	荷 姿	
	数 量	
	産業廃棄物 管理表(マニフェ スト)の番号	
提供を 求める 情報	<p>1 搬入した産業廃棄物について、次の○印を付けた事項</p> <p>ア 性状に関する事項で、さらに詳細な情報</p> <p>イ 腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項で、さらに詳細な情報</p> <p>ウ 他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項で、さらに詳細な情報</p> <p>エ その他、取り扱う際に、特に注意すべき事項</p> <p>オ 当該産業廃棄物の主成分、混合成分等の分析結果に関する情報(特に、液状や泥状のもの)</p> <p>2 当該産業廃棄物の性状等について、特に協議する事項 ( )</p>	
提供を 求める 理由		

第2号様式(第4条関係)

(平23規則83・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

産業廃棄物の性状等に関する情報提供の拒否に係る報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所  
氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

情報の提供を拒否した排出事業者	住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
当該廃棄物の処理の有無及び現況	

備考 産業廃棄物の性状等に関する情報の提供要求書(第1号様式)を添付すること。

[第3号様式\(第5条関係\)](#)

(平23規則83・旧第4号様式繰上・一部改正)

第3号様式(第5条関係)

事故時の状況等の報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事故の発生した施設に関する事項	種 類	
	設 置 場 所	
	設 置 年 月 日	年 月 日
	処 理 能 力	
	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
事 故 の 発 生 し た 日 時	年 月 日 時 分	
事 故 等 の 状 況		
生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた応急措置の内容		

備考 許可年月日及び許可番号については、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限って記載すること。

[第4号様式\(第6条関係\)](#)

(平23規則83・旧第5号様式繰上・一部改正)

第4号様式(第6条関係)

技術管理者の〔設置  
変更〕報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所  
氏 名



〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

技術管理者を〔設置  
変更〕したので、久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例  
第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	電話 ( )
技 術 管 理 者 の 設 置 又 は 変 更 の 年 月 日	年 月 日
(フ リ ガ ナ)	
技 術 管 理 者 の 氏 名 (変更の場合は、変更後の者 について記載すること。)	

備考

- 1 技術管理者の資格を証する書類を添付すること。
- 2 施設ごとに報告すること。

[第5号様式\(第8条関係\)](#)

(平23規則83・旧第6号様式繰上・一部改正)

第5号様式(第8条関係)

土地所有者等再発防止措置等の報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所  
氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

対象となる土地の所有者	
対象となる土地と報告者との関係	ア 所有者      イ 占有者      ウ 管理者
対象となる土地の所在地及び面積	
再発防止に関し講じた必要な措置の内容	
当該土地を譲渡する場合の譲渡先及び当該土地に関する権利の変動	